

(有機 JAS マークの様式)



特に認定機関の名称の大きさのきまりについては、見落としがちであるので注意が必要である。認定機関の文字の高さがマーク内の JAS の文字の高さと同一でない例が見られることがある。そのほか、色については特に決まりがない。

JAS マークのデザインは、認定機関が、認定機関の名称も含めた形の JAS マークデザインを認定事業者に認定時に交付することが多い。認定機関の名称・略称については各認定機関が農林水産省に届け出たもののみを使用することになっており、事業者が勝手に変更することは許されない。すでに販売されている他の食品の JAS マークをスキャニングするなどして使用したり、自らがデザインしたりすることは、上記の様式を満たさなくなる可能性があるため、避けるべきである。

(2) JAS マークの貼付箇所

有機 JAS マークを貼る位置は、農林物資（食品そのもの）、包装、容器、送り状のいずれかに貼付するように定められている（JAS 法第 14 条第 2 項）。

有機農産物加工食品は、指定農林物資であり、「有機〇〇」等と表示する際には、有機 JAS マークを付さなければならない。一方、有機畜産物加工食品と、有機農畜産物加工食品は、任意の制度であるため、有機 JAS マークを貼付しないで、「有機〇〇」等の表示をしても、それ自体が違反になるものではない。